

一般競争入札にかかる資格審査の実施（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和6年7月12日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1 競争入札に付する事項

電気室空調機更新工事

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として長崎県島原病院長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) この告示の日の前日において、3の(1)に関し1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- (8) 競争入札参加資格審査申請書の提出日以前6か月から落札決定までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (9) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け再生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

3 競争入札に参加する者に必要な資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、管工事業に係る建設業の許可を有しており、平成31年4月以降に長崎県病院企業団、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国（公社・公団を含む）との間に、同種同規模の契約を2回以上締結し、その契約書または履行証明書等（2件）を提出できること。
なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
 - (a) 3,000万円以上
 - (b) 3,000万円未満1,500以上
 - (c) 1,500万円未満300万円以上
 - (d) 300万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約締結の証明を必要とする。）
- (2) 法第3条に規定する営業所を九州内（沖縄県を除く。）に有すること。
- (3) この告示の日において有効な長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であり、管工事の格付等級がBランク以上であること。
- (4) 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

4 競争入札参加の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項

- ア 3の(1)の建設業の許可
- イ 3の(2)の営業所の所在地
- ウ 3の(3)の登録状況
- エ 3の(4)の経営事項審査の有効期間

5 資格審査申請の時期

この告示の日から令和6年7月26日（土日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から12に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、長崎県病院企業団本部又は長崎県島原病院のホームページからのダウンロードも可能である。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県島原病院ホームページ <http://www.shimabarabyoin.jp/>

(2) 申請書の提出方法

申請書（様式第1号）は次の書類を添え、12に掲げる場所に提出すること。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 印鑑届（様式第3号）

エ 委任状（様式第4号）（※権限を支社（店）長等に委任する場合）

オ 管工事業に係る法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請の日から落札決定の日までの間に有効なもの。）

カ 総合評定値通知書の写し申請書は次の書類を添え、12に掲げる場所に提出すること。

7 申請書等の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

(2) 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

8 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

9 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。

10 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 使用印鑑

(5) 委任事項

(6) 電話番号

11 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

12 申請書の交付及び提出場所

長崎県島原病院 財務係

〒855-0861 長崎県島原市下川尻町 7895 番地

電話 0957-63-1145 (直通)

FAX 0957-63-4864